広島県呉市
報道発表資料

令和８年11月2日
市民部地域協働課
☎0823-25-3220

呉市市民協働センターフリースペースの使用について

呉市市民協働センターのフリースペース（別紙参照：市役所本庁舎１階及び広市民センター４階）については，これまでは市内で市民公益活動を行っている団体や個人のみが使用できる場として提供してきました。

こうした中，フリースペースの利用に対する要望が高まっているため，運用方法について令和８年１１月１日から，以下のとおり柔軟な利用ができるよう変更しましたのでお知らせします。

なお，本変更については，呉市ホームページ及び呉市市民協働センターホームページ等に掲載し広報します。

【変更後のフリースペースの使用方法】

呉市市民協働センターは，市民公益活動を行う団体又は，個人が使用できる施設です。その内，フリースペースについて，空いている時間帯において，『市民の交流の場』『子どもたちの学習の場』『来庁者の休憩の場』など，多くの市民の方が利用できるよう使用方法を変更しました。

【利用に当たっての注意事項】

◇利用について

・あらかじめ，受付にいる協働センター職員に一声かけ使用してください。
（使用申請等の手続きは不要です。）

◇飲食について

・食事は禁止ですが，飲み物程度であれば可能です。

◇その他

・管理運営に当たり，職員から指示又は指導する場合があります。
（指示又は指導に従わない場合は，利用の中止や退去を命じる場合があります。）

別紙

呉市市民協働センター

1　くれ協働センター

住　　所　呉市中央４丁目１番６号（呉市役所本庁１階）

開館時間　火曜～土曜　９時～２０時

　　日曜・祝日　９時～１７時

休 館 日　月曜日（祝日の場合は翌日）／　年末年始

◇フリースペース



2　ひろ協働センター

住　　所　呉市広古新開２丁目１番３号（広市民センター４階）

開館時間　９時～１７時

休 館 日　水曜日（祝日の場合は翌日）／　年末年始

◇フリースペース

